

川崎市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 4 5 号

## 川崎市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和２年川崎市規則第４０号）の一部を次のように改正する。

附則第２項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（学校給食費負担額に関する特例）」を付し、同項を次のように改める。

- 令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの間、別表第１の左欄に掲げる幼児等に係る学校給食費負担者に対する同表の適用については、それぞれ同表の右欄中「３３５円」とあるのは「０円」と、「３９７円」とあるのは「３２０円」と、「２２３円」とあるのは「１８０円」とする。

附則に次の１項を加える。

- 前項の規定にかかわらず、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの間、他から学校給食費に充てるための給付を受ける場合における別表第１の左欄に掲げる幼児等に係る学校給食費負担者に対する同表の適用については、市長が別に定める。

### 附 則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。